

都市計画道路3・4・17号 桜街道線 測量結果及び事業概要 説明会

東大和市
都市建設部都市計画課

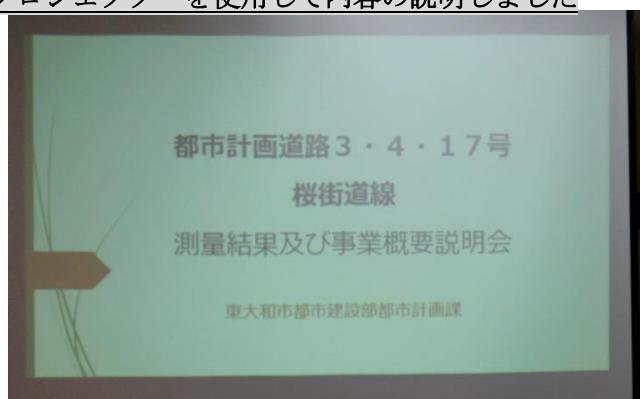
平成30年05月12日

平成30年05月12日に南街自治会集会所で標題の事業説明会を、近隣の住民対して東大和市都市建設部都市計画課が実施しました。実際の工事着手は直ぐではありませんが、下記の説明資料の通り今後地域住民と調整を含め建設を進めたいとの表明がありました。

以下に関連主要資料を添付致しましたのでご覧下さい。東大和市駅から西へ向かう当市としては基幹道路ですので、今後の事業の進捗を見守りたいと思います。



プロジェクターを使用して内容の説明しました



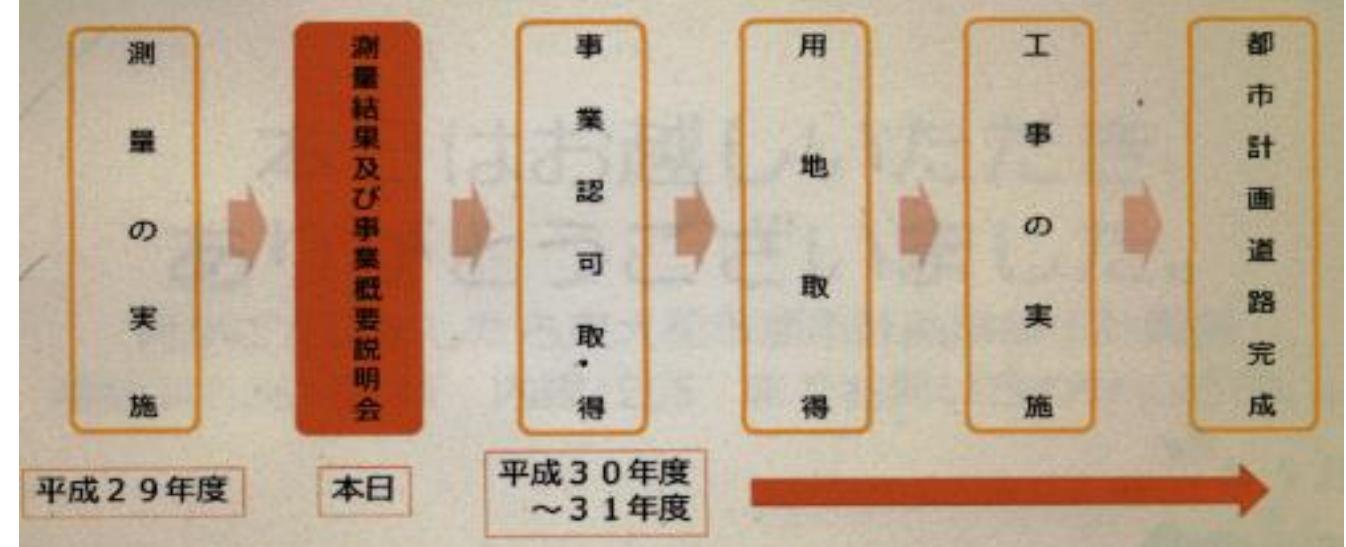
本日の説明内容目次

本日の内容				
▶ 1	測	量	結	果
▶ 2	事	業	概	要
▶ 3	事	業	の	進
▶ 4	質	疑	め	方
			応	答

今後の事業実施予定日程

本格的な建設開始時期等はこれから策定となり、現状において完成時事は確定しておりません

今後のスケジュール（概要）



事業の進め方



都市計画道路とは

都市計画道路とは、「都市計画法」に基づき位置や構造などが決定している道路で、都市と都市を結ぶネットワークとして全国、都内各所で計画されています。

市内には都市計画道路が11路線あり、東大和市では、市内にある都市計画道路の延長約70%が開通しており、都市の骨格を形成する重要な役割を担っています。

事業について

都市計画道路3・4・17号桜街道線(以下「桜街道線」という。)は、市間相互の交通を分担する幹線道路であり、市の骨格を形成する道路となっています。

また、東京都における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)では、地域の活力、防災、暮らし、環境の観点から優先整備路線に位置づけられ、自動車交通の円滑化、避難路や延焼防止等の機能による防災性の向上等を目指すとされています。

桜街道線は沿道に公共施設や大型商業施設等があり、自動車、自転車や歩行者の往来が多い路線であるため、歩行者が安全に通行できる歩行空間の確保に努め、さらに防災性向上のため、延焼防止機能や沿道にある広域避難場所につながる避難路として機能の確保に努めます。

案内図



■ :事業を予定している区域

事業の概要

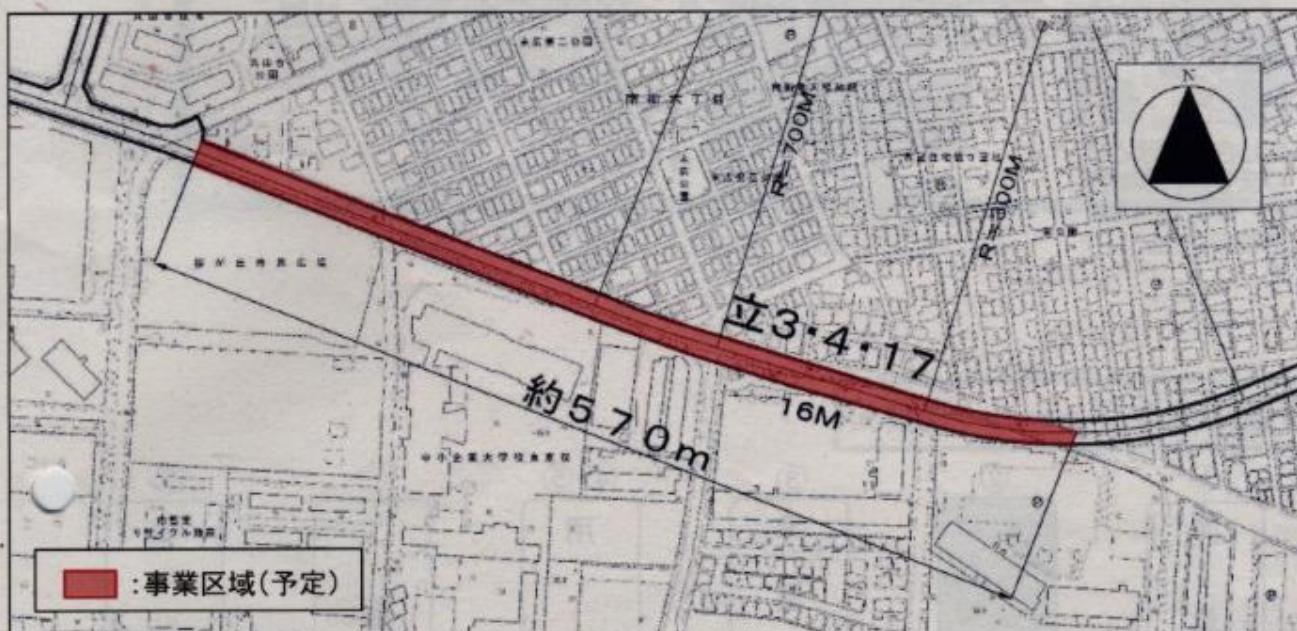
都市計画決定	昭和36年10月5日
区間	東大和市南街五丁目から桜が丘二丁目まで
延長	約570m※
幅員	16m
車線数	2車線

※事業認可の延長は、変更する場合がございます。

事業の効果

- ★車道幅員の確保により自動車交通の円滑化を図ります。
- ★歩道幅員の確保により安全な歩行空間の創出を図ります。
- ★地域の防災性の向上を図ります。

事業の概要図



標準断面図



※関係機関との協議により変更となる場合がございます。

都市計画道路とは



都市計画道路の整備効果



出典：東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）より